県境不法投棄事案に関するフォローアップ会議開催要綱

(趣旨)

第1条 岩手・青森県境不法投棄事案(以下「県境不法投棄事案」という。)について、岩 手県側の原状回復後の教訓の伝承や跡地の活用に関する検討を行うため、県境不法投棄 事案に関するフォローアップ会議(以下「会議」という。)を開催する。

(検討項目)

- 第2条 会議は、以下の項目について検討する。
 - (1) 県境不法投棄事案の教訓の伝承方策の検討に関すること
 - (2) 県境不法投棄事案の跡地活用の促進方策の検討に関すること
 - (3) その他県境不法投棄事案に関して必要と認められること

(構成員)

- 第3条 会議の構成員は、別紙のとおりとする。
- 2 構成員の任期は、2年間とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠の構成員の 任期は、前任者の残任期間とする。

(座長)

- 第4条 会議に座長1人を置き、座長は会務を総理する。
- 2 座長は、必要があると認めるときは、必要な者に会議への出席を求め、その意見を聴 取することができる。

(雑則)

- 第5条 会議の庶務は、岩手県環境生活部資源循環推進課において処理する。
- 2 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、座長が定める。

附則

この要綱は、令和5年6月9日から施行する。

【別紙】

県境不法投棄事案に関するフォローアップ会議構成員

(令和5年6月9日現在)

氏 名	所属・役職	分野
小田島 行伸	净安森林組合 代表理事組合長	農林
小船 克也	二戸市総務部市民生活課長兼環境推進室長	行政
佐々木 健司	(一財) クリーンいわて事業団 理事長	有識者
田中 祐也	二戸市商工会 青年部長	商工、地域振興
宮澤 雅人	特定非営利活動法人にのへ環境NPO 理事長	環境、住民代表
森川 則子	カシオペア環境研究会 顧問	環境、住民代表